

四日市市告示第97号

四日市市花と緑いっぱい事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月12日

四日市市長 森 智 広

四日市市花と緑いっぱい事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市花と緑いっぱい事業補助金交付要綱（平成14年四日市市告示第105号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)